特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	児童手当受給者・児童の管理関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、児童手当システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「児童手当の支給認定者の管理」を行うため「児童手当」システム等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月10日

「令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当受給者・児童の管理
②事務の概要	児童手当法に基づき、住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、認定の審査をし、当該手当を支給するための事務である。 また、現況届、各種届出により、児童手当受給者・児童の管理を行っている。
③システムの名称	児童手当、中間サーバ、団体内統合宛名システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓口ソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル:	名
1. 児童手当受給者ファイル	2. 児童情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表 第81の項(児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。 以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会】 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表106の項及び107の項・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」又は「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」となっているもの【情報提供】 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項第2条表(第42項、第125項、第141項、第161項)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	大口町健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号(0587)95-1699
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	12年2月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年2月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	れ重点項目評価書ん	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシン	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	表(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	誤った個人の特定個人情報を照会しないよう申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳システムで住所を含む3情報を確認した上で照会している。また、申請者からマイナンバーを得られない場合も同様に住民基本台帳システムで確認した上で照会している。					

9. 監	査					
実施0	D有無	[〇] 自己点検	[] [内部監査	[] 外部監査	
10. 稅	従業者に対する教育・	啓発				
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 量	長も優先度が高いと考	えられる対策		[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する	5
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ :	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへ 事務に必要に 不正に使用等のリテわれるリスクシステムを 通い システムを 遅い い・滅失・毀扱	のない情報と されるリスク・ スクへの対策 うへの対策係 近て目的外の 近て不正な打	表 を託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策]
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	リティに関する研修受講を実施し、輪番制で自己点検結果	施している。ま について内部	た、特定個. 8監査を実施	職員を含む全職員へマイナンバー及び情報 人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検 しているが、当該自己点検の点検内容に、 されていることを確認している。	を実

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合 宛名管理システム	児童手当システム、中間サーバシステム、統合 宛名管理システム、あいち電子申請・届出システ ハ	事後	
平成29年8月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年6月30日 時点	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時 占	事後	
平成29年8月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成29年7月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	福祉こども課長 丹羽 武弘	福祉こども課長 吉田 雅仁	事後	
平成30年4月1日	Ⅲ-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時 占	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数	500人未満 平成29年7月31日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	Ⅲ-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月6日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合 宛名管理システム、あいち電子申請・届出システム		事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部こども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35番地 電話番号(0587)94-1222	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35番地 電話番号(0587)94-1222	事前	
令和6年8月14日	Ⅰ-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 第56の項	番号法第9条第1項 別表 第81の項	事後	
令和6年8月14日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二における情報照会】(大口町→他機関) 〇番号法第19条第8号別表第2の第74項及び第75項 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) 〇番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項別表第2(第26項、第30項、第87項)	○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表106の項及び107の項・表の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」又は「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」となっているもの【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表の第3欄(情報提供】の提供に関する命令第2条(表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項第2条表(第42項第第125項第141項第161項)	事後	
令和7年1月9日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事前	
	IV-8 判断の根拠		誤った個人の特定個人情報を照会しないよう申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳システムで住所を含む3情報を確認した上で照会している。また、申請者からマイナンバーを得られない場合も同様に住民基本台帳システムで確認した上で照会している。	事前	
	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事前	
会和7年1日0日	<u>IV-11 当該対策は十分か【再</u> 掲】		十分である	事前	
	IV-11 判断の根拠		毎年度研修計画及び監査計画を立て、会計年度任用職員を含む全職員へマイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。また、特定個人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検を実施し、輪番制で自己点検結果について内部監査を実施しているが、当該自己点検の点検内容に、マニュアル整備・研修受講についてチェック項目を設け、実施されていることを確認している。	事前	
令和7年1月9日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合 宛名管理システム、申請管理システム、サービ ス検索・電子申請機能	児童手当、中間サーバ、団体内統合宛名システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能窓口ソリューション(申請管理)	事前	
令和7年1月9日	表紙 特記事項	大口町は、「児童手当の支給認定者の管理」を 行うため「児童手当システム」を使用している。	大口町は、「児童手当の支給認定者の管理」を 行うため「児童手当」システム等を使用している。	事前	